

別 紙

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に関する株券は発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ。）、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第11条～第13条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主（<u>実質株主を含む、以下同じ。</u>）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第37条 <条文省略></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 <現行どおり></p> <p>② <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第10条～第12条 <現行どおり></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第36条 <現行どおり></p>